

子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



児童手当受給者の方へ子育て世帯の生活を支援するために**一時金**を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、**改めて申請は不要**です。

※給付金の受給を希望しない場合は、5月29日（金）までにこども課へ連絡してください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

※この給付金は、児童手当に登録されている情報で通知・給付します。ご了承ください。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子で、児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象となります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には6月中旬に支給を予定しています。支払通知書は送付しませんので、確認ができなかった場合にはお問い合わせください。

※6月1日からの現況届の案内で支給日をお知らせします。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

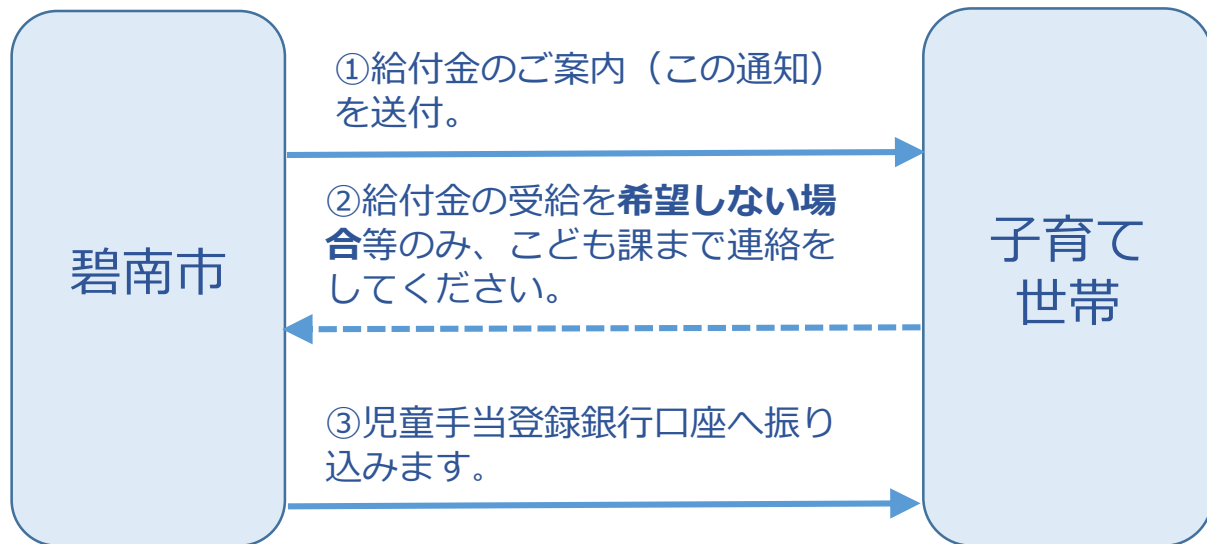
※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合はお問い合わせください。口座登録届出書を送付します。

※指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。

碧南市では、6月中旬に支給する予定です。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

避難している方が子育て世帯への臨時特別給付金を受給する場合、他方の配偶者等は受給できません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは



碧南市役所福祉子ども部子ども課「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口
電話：0566（95）9886

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに碧南市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに碧南市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。